

規制の事後評価書

法令の名称：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十号）
対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百五十四号）
規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し
規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部局：財務省 国際局 調査課
評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、及び対内直接投資等に関する政令（昭和55年政令第261号）において、事前の届出義務を課す対内直接投資等に該当する上場企業の株式取得について、発行済株式総数の「10%以上」の取得から、会社法の規定により議題提案権の行使が可能となる「1%以上」の取得に閾値の引き下げを行ったと共に、上場企業の総議決権数の1%以上の議決権保有となるものを事前の届出義務を課す対内直接投資等に該当する類型に追加した。併せて、事前の届出義務を課す対内直接投資等に該当する類型として、会社の経営に重要な影響を与える行為（外国投資家自ら又は関係者を取締役又は監査役に選任する議案に同意する行為や、指定業種に関する事業の全部又は一部の譲渡・廃止に関する提案・同意）を対内直接投資等の類型として加えた。（①）
- 国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに該当しない投資（国の安全等の観点から特に重要な業種への対内直接投資等や外国政府から出資を受けている者が行う対内直接投資等に該当しないものを想定）については、外国投資家に、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の遵守を義務付け（基準遵守により、国の安全等を損なうおそれがない対内直接投資等となる）、事前届出を不要とする事前届出免除制度の新設を行った。（②）

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☒拡充して継続 ☒緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☒想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☒ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☒ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☒ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①事前届出対象の見直しによる対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展	事前評価時	—
	事後評価時	本規制拡充により、株式総数の10%未満の取得であっても投資を通じた経営関与を意図した投資家に対して適切な対応が可能となったことは、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果として認められる。 なお、規制拡充の前後で年間事前届出数を比較すると以下のとおり増加している。事前届出件数は様々な要因による影響を受けるものであることに加え、事前評価実施後の本規制拡充以外の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等^(注1)を行っていることから、本規制拡充による直接の増加分を定量的に算出することは困難であるが、2024年度においては、本規制拡充により新たに事前届出が義務付けられた、上場会社等の株式総数の10%未満の取得に係る届出件数は34件、新たに対内直接投資等に追加された行為に係る届出件数は1,058件であった。 一方で、本規制拡充は技術流出の防止等を図り我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果があったと考えられる。 (参考) 2019年（規制導入前）の事前届出件数：1,946件 2024年度の事前届出件数：2,903件^(注1)
②事前届出免除制度の導入による外国投資家の負担軽減	事前評価時	—
	事後評価時	どの程度負担が軽減されたかは、個々の事案の内容によって異なることから、定量的に測ることは困難であるが、事前届出免除制度導入以降の免除制度利用時の事後報告総数^(注2)は3,900件であり、これらの報告を行った全ての者について、一定の負担軽減の効果があったと考えられる。

(注1) 本規制拡充以外の法令改正として、事前届出の対象となる指定業種の追加等（サイバーセキュリティ関連（2019年）、感染症医薬品等関連（2020年）、重要鉱物資源関連（2021年）、経済安全保障推進法上の特定重要物資等関連（2023年、2024年））を行っており、これら効果による事前届出件数の増を含む。

(注2) 「事前届出免除制度の導入以降の免除利用時の事後報告総数」は、本規制緩和後5年間（2020～2024年度）の免除制度利用時の事後報告件数の総数。なお、外国金融機関による上場会社等への投資のうち、10%未満の株式取得については、事後報告も不要としているところ、実際には、事後報告件数以上の免除制度利用者が存在。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①事前届出対象の見直しにより新たに事前届出が必要となる事案の届出費用	事前評価時	—
	事後評価時	遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた遵守費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。 その上で、事前届出1件につき、1人で作業した場合に1時間を要するとの仮定を置いた上で、2024年度の上場会社等の株式総数の10%未満の取得に係る届出件数及び会社の経営に重要な影響を与える行為に係る届出件数に

		基づいて見積った場合、年間の遵守費用の増加額は以下のとおりと推計される。 (上場会社等の株式総数の 10%未満の取得に係る届出件数 34 件 +会社の経営に重要な影響を与える行為に係る届出件数 1,058 件) × 1 件当たりの処理時間 1 時間×時給単価 3,200 円^(注1) = 3,494,400 円 なお、②事前届出免除制度の導入により、事前届出が一部不要となっており、一定の遵守費用は軽減されていることに留意が必要である。
--	--	--

(注) 時給単価は、令和 6 年分民間給与実態統計調査 (国税庁)等を参考に仮定。

■行政費用

		算出方法と数値
①事前届出対象の見直しにより新たに事前届出が必要となる事案の審査費用	事前評価時	—
	事後評価時	新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた審査費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。 その上で、事前届出 1 件につき、1 人で作業した場合に 1 時間を要するとの仮定を置いた上で、2024 年度の上場会社等の株式総数の 10%未満の取得に係る届出件数及び会社の経営に重要な影響を与える行為に係る届出件数に基づいて見積った場合、年間の行政費用の増加額は以下のとおりと推計される。 (上場会社等の株式総数の 10%未満の取得に係る届出件数 34 件 +会社の経営に重要な影響を与える行為に係る届出件数 1,058 件) × 1 件当たりの処理時間 1 時間×時給単価 3,200 円^(注1) = 3,494,400 円 なお、②事前届出免除制度の導入により、事前届出が一部不要となっており、一定の審査費用は軽減されていることに留意が必要である。
②事前届出免除制度の導入により新たに発生するモニタリング費用	事前評価時	—
	事後評価時	事前届出免除制度の導入によるモニタリングに要する事業所管省庁等の費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、免除制度利用可能対象の見直し^(注3)を行っていることから、本規制拡充により新たに生じたモニタリング費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。 その上で、事案 1 件につき、1 人で作業した場合に 1 時間を要するとの仮定を置いた上で、2024 年度の免除利用者による事後報告件数に基づいて見積った場合、年間の行政費用の増加額は以下のとおりと推計される。 事前届出免除制度の事後報告件数 702 件× 1 件当たりの処理時間 1 時間×時給単価 3,200 円^(注1) = 2,246,400 円

		なお、外国金融機関による上場会社等への投資のうち、10%未満の株式取得については、事後報告も不要としているところ、実際には、事後報告件数以上のモニタリング対象が存在することに留意が必要である。
(注1) 時給単価は、令和7年国家公務員給与等実態調査等を参考に仮定。 (注2) 令和7年5月に施行した政省令改正において、典型的に国の安全等の観点から審査を行う必要性が高い外国政府・国営企業等と同様のリスクを有する投資家類型について、事前届出免除制度の利用を制限することとした。		
■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）		
		算出方法と数値
②により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	特になし
■その他の負担 ・特になし		

3

考察

- 事前評価書に対しては、遵守費用、行政費用及び効果（便益）に係る定量的な評価について対応するよう指摘を受けているところ、本評価書で対応を試みた。 ①の規制導入により、株式総数の10%未満の取得であっても投資を通じた経営関与を意図した投資家に対して適切な対応が可能となったことは、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果として認められる。 - また、②の規制緩和により、一部の者には事前届出が不要となった結果、①の規制導入に伴う届出件数は全体の一部にとどまり、相当の負担軽減効果が認められ、メリハリある形で国の安全確保に必要な対応が可能となったことから、②の規制緩和の対応の変更は不要である。 - 一方、①の規制導入以降、会社の経営に重要な影響を与える行為（特に、外国投資家自ら或いは関係者の役員への就任に係る提案・同意）に係る届出件数が大幅に増加していることを踏まえ、審査の効率化・実効性の確保のために事前届出対象の見直し（規制の拡充・緩和）を検討する。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和元年 10 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。

現行制度では、外国投資家による一定の業種に対する対内直接投資は国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資も含めて一律に事前届出の対象とされている。これは、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。

一方で、現行制度では上場会社の株式取得が10%以上の場合等にのみ事前届出の義務がある。しかし、より少数の株式取得や株式取得後の行為により、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

現行制度では、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資についても事前届出の対象とされており、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。一方で、株式取得が上場会社に係る現行の閾値である10%未満の場合であ

っても、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし、国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。

〔課題解決手段の検討〕

我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれのある投資には適切に対応していく観点から、以下の見直しを行う。

- ① 国の安全等を損なうおそれが大きいもの以外については、一定の基準を遵守することを条件に、事前届出を要しないこととする。
- ② 上場企業の株式取得について、事前届出が必要となる閾値（現行では 10%）を引き下げる等の見直しを行う。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。本法律案によって拡充・追加される事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。

行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

しかし、今回、事前届出の対象の見直しと合わせて、新たに事前届出の免除制度を導入することから、将来の届出件数の正確な予測は困難であるものの、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。これにより、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなるが、一方で、免除の基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。但し、モニタリングに必要な事後報告は、その法目的に照らし、その頻度・内容等を極力簡素化する方針である。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

財務省及び事業所管省庁が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することが可能となる。具体的には、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年度末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本法律案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。但し、上記⑤記載の通り、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年度末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。この緩和により、現行法で事前届出の対象となっていた案件はその大半で事前届出が免除されるため、届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした事前届出の免除に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たに事前届出の対象となる対内直接投資等について、行政庁（財務省及び事業所管省庁）による審査の結果、変更又は中止の勧告・命令がなされた場合には、当該対内直接投資等は当初の予定通り行われないこととなる。また、事前届出の免除対象業種において、免除基準が守られず、事後に勧告・命令がなされた場合は、事後的に対内直接投資等の中止・変更等もあり得る。しかし、これらの効果は、国の安全の維持等、外為法の目的を達成するため、本法律案が企図するところである。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

新たに事前届出の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生し得る。一方、新たに事前届出の免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた条件の大宗は事前届出が免除され、届出に要する費用が軽減される（但し、実際の費用負担は将来の事案の件数及び個々の事案の内容によって異なる）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、今回の制度改正は適切かつ合理的なものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。

（代替案：事後介入制度の導入）

代替案として、事前届出制度に加えて、或いは事前届出制度に代えて、新たに事後介入の制度（投資家が投資を実施した後に、国の安全等の観点から必要があると認めれば株式の売却命令等を行う等）を導入することが考えられる。

[費用・効果]

事後介入制度は、投資家の予見可能性を著しく低下させ、健全な対内直接投資までも抑止するおそれがある。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的や、現行制度との継続性の観点に照らし、本案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和元年 10 月 8 日に関税・外国為替等審議会 第 43 回外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法律案の施行後 5 年を経過した時点において、本法律の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本法律案の施行後の事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案（仮称）

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し

規制の区分：新設、☒改正、☐（拡充）、☐（緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和2年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本政令案は、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（以下「改正外為法」という。）の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。

昨年11月に成立した改正外為法は、経済の健全な発展につながる投資を一層促進するため、事前届出免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出対象の見直し等を行うもの。本政令案は、事前届出免除制度の詳細についての規定や、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加、事前届出が必要となる株式取得の閾値（1%）の設定を行う。

本政令の改正が行われない場合、事前届出免除制度の詳細が規定されないことから、外国投資家は免除を利用できず、改正外為法の目的である経済の健全な発展につながる投資を促進することの妨げとなる。同様に、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加や、事前届出が必要となる株式取得の閾値の1%への引下げが行われず、国の安全等への懸念に適切に対応することが困難となる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

現行制度では、閾値を超える対内直接投資等で指定業種に係る投資については一律に事前届出の対象とされており、経済の健全な発展に寄与する投資を行う投資家にとって過重な事務負担となっている可能性がある。一方で、株式取得が上場会社に係る現行の閾値である 10%未満の場合であっても、投資先の会社の技術情報の窃取や重要事業の喪失により、国の安全等が損なわれるおそれがある。

〔課題解決手段の検討〕

経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある投資には適切に対応していく観点から、改正外為法において、事前届出免除制度を導入するとともに、事前届出対象の見直し等を行うこととされている。既に改正外為法が公布されており、法の委任に基づき、施行期限である令和 2 年 5 月 29 日までに政令の規定の整備を行う必要がある。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであり、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。

行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

なお、今回、閾値引下げに伴い、事前届出の対象となりうる投資案件の数は増加するが、新たに事前届出の免除制度を導入する。これまで事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は事前届出免除の対象となると想定されることから、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと見込まれる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本政令案で導入される事前届出免除制度により、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなる。一方で、免除基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本政令案で規定する制度の運用により、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することで、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することにつながるものである。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

改正外為法の目的は、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することであるが、この目的を達成することについては、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

事前届出免除制度を導入することにより、これまで事前届出の対象となっていた案件はその大半が免除されることが見込まれるため、外国投資家の届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした軽減される遵守費用を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

対内直接投資の事前届出審査制度が強化されることで、日本企業が他国に投資する際に、安全保障上の観点から懸念の対象となる可能性が抑制されうる。また、今回導入する事前届出免除制度について、外国投資家への理解の浸透のため、海外での説明会の開催等の対応が必要である。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

事前届出の対象となる対内直接投資等については、行政庁による審査費用や外国投資家による遵守費用が発生し得る。一方で、事前届出免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は届出が免除されることが見込まれ、外国投資家による遵守費用は軽減される（但し、実際の費用負担は個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難。）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、適切かつ合理的なものと評価可能である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

（代替案：事前届出が必要となる株式取得の閾値を緩和的に設定する）

本案では、上場会社の株式取得について、事前届出が必要となる閾値を1%に引き下げることとしているが、投資促進の観点から、より緩和的な値（例えば5%）に設定することが考えられる。

〔費用・効果〕

会社法上、株主は1%以上の株式取得から議題提案権を有する。1%を超える緩和的な閾値を設定する場合、株主による一定の影響力の行使を通じ、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することが困難となる。他方、1%の閾値であっても、事前届出免除制度の導入により、十分な投資促進効果が見込まれる。

〔本案と代替案の比較〕

経済の健全な発展につながる投資を一層促進することと、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することの2つの法目的にバランスよく対応していくためには、本政令案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本政令案を検討するに当たっては、令和元年 12 月 26 日に関税・外国為替等審議会第 44 回外国為替等分科会を開催し、有識者から意見を聴取したほか、外国投資家をはじめとした市場関係者や投資先である発行体企業等から幅広く意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本政令案は、改正外為法の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。改正外為法では、法律の施行後 5 年を経過した時点において施行の状況を検証し、必要があると認めるときは改正法の規定に検討を加えることとしている。改正法の施行状況と併せて本政令の施行の状況も検証し、必要があると認めるときは政令の規定について検討を加えることとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本政令案の施行後の事前届出の提出状況等を検証することにより、費用対効果や間接的影響を確認することとする。